

(第4回名古屋市大都市制度有識者懇談会資料)

「地域ニーズへのきめ細かな対応」 関連データ等

名古屋市

I	現行制度における区	
1.	指定都市の区(行政区)の概要	1
2.	特別区の概要	2
3.	行政区・特別区との比較	3
4.	行政区・特別区と区長の関係(イメージ)	4
II	地域自治制度	
1.	地方自治法に基づく組織(地域自治区)	5
2.	地方自治法に基づく組織(区地域協議会)	6
3.	地方自治法に基づかない組織	9
III	本市の状況	
1.	本市の区域・区の状況	11
2.	区の組織等の状況	12
3.	区における自主事業予算	13
4.	地域活動を支える主体	14
5.	区政協力委員制度	15
6.	区安心・安全で快適なまちづくり協議会	16
7.	地域委員会のモデル実施	17

Ⅰ 現行制度における区

1. 指定都市の区（行政区）の概要

■指定都市の区（地方自治法によるもの）

法 令	地方自治法第252条の20、施行令第174条の43等
法 人 格	なし
区長(事務所の長)	置く(職員のうちから長が命ずる)
事 務 所	置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
議 会	設置なし
組 織	<p>■選挙管理委員会、農業委員会、区会計管理者を置く</p> <p>■区地域協議会を置くことができる(構成員は区の区域内の住民から長が選任。任期は4年以内で条例で定める期間)</p> <p>※区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる</p> <p>※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる</p>
事 務	<p>①個別法に基づき処理することとされている事務</p> <p>②市長の権限に属する事務を分掌させるもの</p> <p>(①の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・戸籍事務・住民基本台帳事務・選挙管理委員会関係事務(選挙事務、国民審査事務、国民投票事務等)・農業委員会関係事務(農地の権利移動制限に関する事務等)・市町村税の犯則事件に関する差押等の事務 <p>(②の例(団体により異なる))</p> <ul style="list-style-type: none">・諸証明関係事務・国民健康保険関係事務・介護保険関係事務・国民年金関係事務・埋火葬許可関係事務

2. 特別区の概要

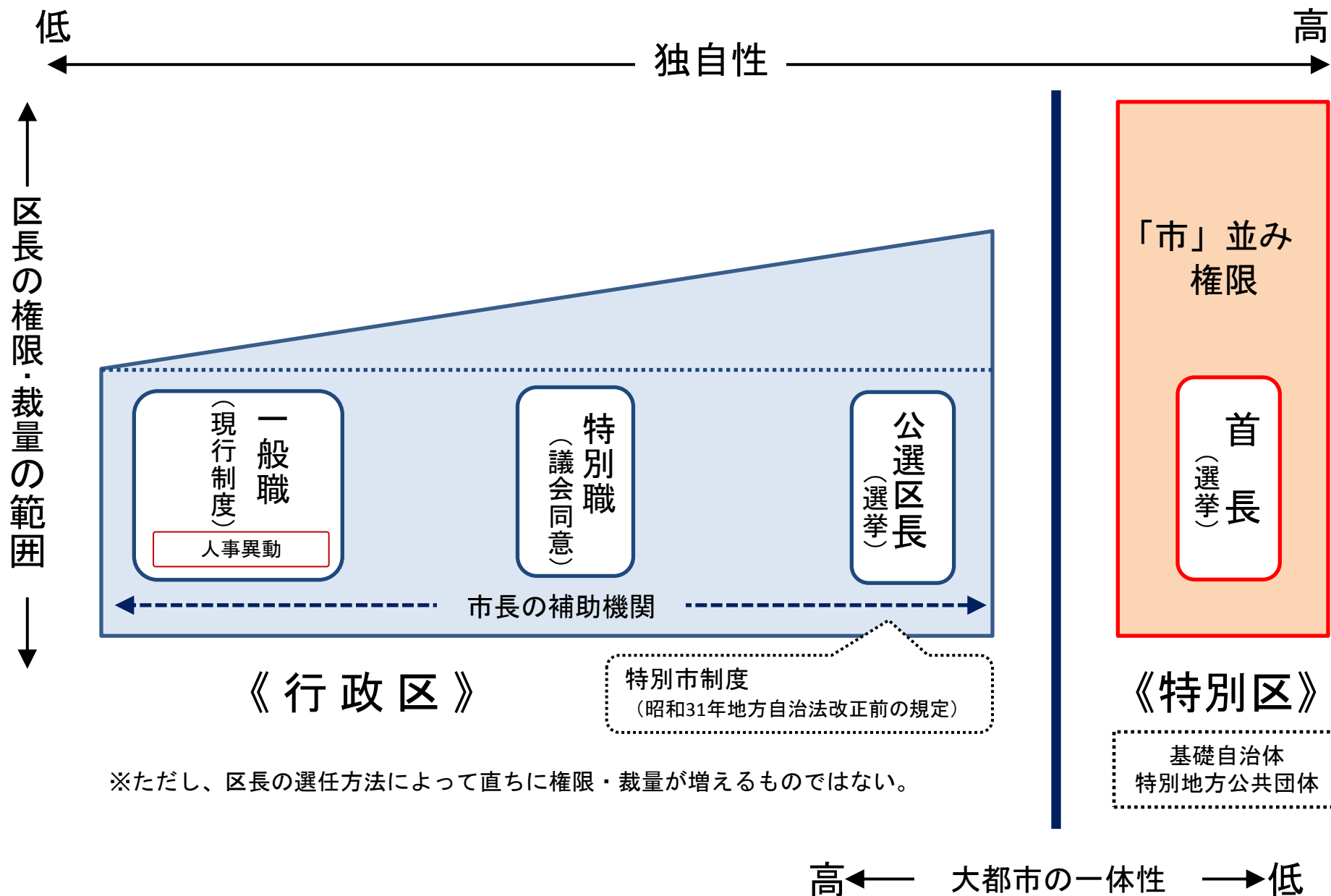
■特別区(地方自治法によるもの)

法 令	地方自治法第281条
法 人 格	あり
区 長	公選制(昭和 27 年より任命制(区議会が都知事の同意を得て選任)・昭和 49 年より公選制復活)
事 務 所	置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
議 会	直接公選による区議会設置 (憲法第93条に基づく議決機関として議会が設置)
組 織	都区協議会 ※都及び特別区の事務の処理について都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図る
事 務	都が一体的に処理するものとされているものを除き ①個別法に基づき処理することとされている事務 ②区長の権限に属する事務を分掌させるもの (参考)通常市が処理する事務で都が実施又は特別区の連携で対応している例 ◆都が処理しているものの例 ・上水道・公共下水道の設置管理、消防事務、一定規模以上の都市計画決定 ◆特別区が共同で又は連携して処理しているものの例 ・清掃事業の中間処理(一部事務組合:平成 12 年度清掃事業移管時から) ⇒21清掃工場他 各区の収集運搬事業と連携、最終処分場共有(都が管理) ・生活保護施設の設置・管理(一部事務組合:昭和 40 年度福祉関係事務移管後から) ⇒更生施設 8 所、宿所提供施設 5 所、宿泊所 8 所、路上生活者関係施設 6 所 ・国民健康保険料の自主調整(平成 11 年度以前は都が調整) ⇒基礎的な行政サービスである国民健康保険制度の性格を踏まえて、23 区間の協議により自主的に保険料を調整(同じ所得、世帯構成であれば同額)

3. 行政区・特別区との比較

	行政区	特別区
区長選任	<p>市役所内の人事異動により配属 (市によって異なるが局長級もしくは部長級)</p> <p>※「区の事務所の長」「市長の補助機関」</p>	<p>直接公選により選任（任期4年）</p>
議会	<p>議会制度なし</p>	<p>直接公選による区議会を設置（任期4年） <主な権限> 条例・予算等の議決権 事務管理・出納の検査権 監査請求権、国などへの意見表明権 区長の不信任議決権</p>
住民 チエツク	<p>直接請求制度なし</p>	<p>直接請求制度あり</p>
区長権限	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関の一つとして、市の方針に基づき、一部の事務(戸籍、住民登録、国保、保健衛生、保健福祉(母子、高齢者、障がい者等)、地域振興等)を執行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会の議決を経て、区の行政運営に関する基本構想を定め、福祉、まちづくり、環境、教育、産業振興など幅広い分野で基礎自治体業務(上下水道、消防等を除く)を行う。
予算	<p>区長に予算編成権なし</p>	<p>区長に予算編成権あり</p>
課税権	<p>課税権なし</p>	<p>課税権あり ※特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税など</p>

4. 行政区・特別区と区長の関係 (イメージ)



※ただし、区長の選任方法によって直ちに権限・裁量が増えるものではない。

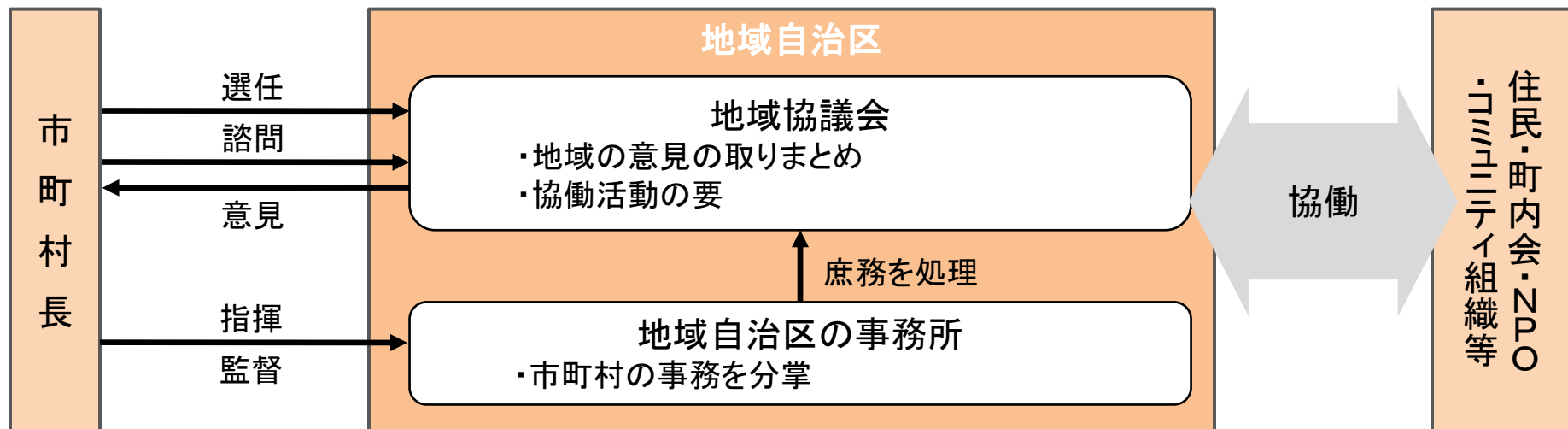
II 地域自治制度

1. 地方自治法に基づく組織（地域自治区）

■ 地域自治区の概要（対象：一般市町村）

法令	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第202条の4
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治の充実の観点から、地域自治区を設け、住民の意見をとりまとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置く。
事務所の組織	<ul style="list-style-type: none"> 法人格なし 事務所の長は、職員をもって充てる。
事務所の権限	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長の権限に属する事務を分掌させるもの。 （例）各種窓口事務、地域振興関係、コミュニティ関係事務 予算編成権なし。市町村において地域自治区に係る予算を措置。
地域協議会の構成員	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任。多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 4年以内において条例で定める期間。
地域協議会の権限	<ul style="list-style-type: none"> 条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等について市町村長が意見聴取及び市町村長等に対する意見具申権 （重要事項の例）・区域内の公の施設の設置及び廃止 ・区域内の公の施設の管理のあり方 （意見を述べる事ができる事項の例）・地域福祉に関する事項 ・地域の環境保全に関する事項

<イメージ図>



2. 地方自治法に基づく組織（区地域協議会）

■ 区地域協議会の概要（対象：指定都市）

法令	<ul style="list-style-type: none">地方自治法第252条の20第6項
趣旨等	<ul style="list-style-type: none">区地域協議会制度は、地域内分権の推進と住民との連携・協働関係の構築のため、平成16年の地方自治法の改正により指定都市制度の一つとして設けられた。指定都市は条例で、区に区地域協議会を設置することができる。法に基づく区地域協議会を設置する場合は、全区での区地域協議会の設置や、区地域協議会の役割、区地域協議会の意見に対する市の措置について明確に定めている。区地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、地域の多様な意見の調整や身近な地域づくりを行うため、市長や市の機関からの諮問や意見聴取のほか、市長や市の機関に対し、意見を述べることができる。
地域協議会の構成等	<ul style="list-style-type: none">法第252条の20第7項において、第202条の5第2項から第5項、第202条の6から第202条の9に定められている地域協議会の規程を準用。（前頁参照）

2. 地方自治法に基づく組織（区地域協議会）

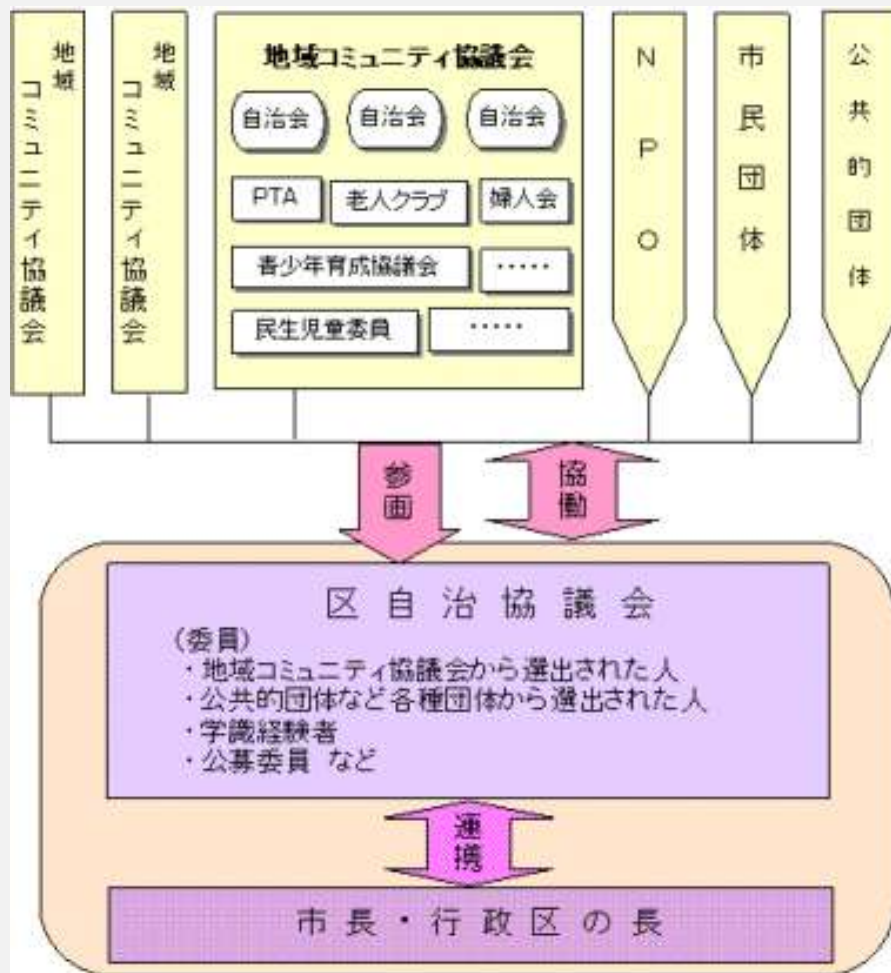
■ 区地域協議会の設置例（新潟市・浜松市）

	新潟市	浜松市
名称	区自治協議会（平成19年4月設置）	区協議会（19年4月設置）
委員構成 （委員数）	30人以内で構成 ・地域から選出された者 ・学識経験者 ・公共的団体等から選出された者 ・公募による者	定数20人（西区・北区・天竜区は25人）（以下、各区合計数） ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者100名 ・区協議会から直接指名された者42名 ・公募による者13名
選任方法	区自治協議会からの推薦に基づき市長が任命する。推薦に当たっては、各区自治協議会内に置かれる推薦会議による	区協議会が設置する推薦会（区協議会委員3～7名で構成）が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法・選定方法案、直接指名委員の推薦案の作成等を行い、区協議会で承認した後、案に基づき、市長が選任する。
任期	2年（再任は、原則1回まで）	2年（再任は1回限り）
所掌事務 ・権限	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所が所掌する事務に関する事項 ・ 前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項 ・ 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項 ② 当該区域の事項に係る市長の必須意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項 ・ 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項 ・ 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項 ・ 上記のもののほか、市が行う当該区の区域内に係る事務に関する事項 ・ 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・ 新市建設計画に関する事項 ・ 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項 ・ 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項 ・ 区役所に係る予算編成に関する事項 ・ 大規模な組織改編に関する事項 ・ 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項 ・ これらに掲げるもののほか、規則で定める重要な事項 ② 当該区域に係る建議・要望
報酬の有無	報酬なし （ただし、会議等に出席した委員には、3,000円の費用弁償を支給）	月額5,000円 （会長職は月額6,000円）
活動状況 （標準的な区の例）	年12回（中央区自治協議会） ※平成23年度実績	年12回（中区協議会） ※平成23年度実績

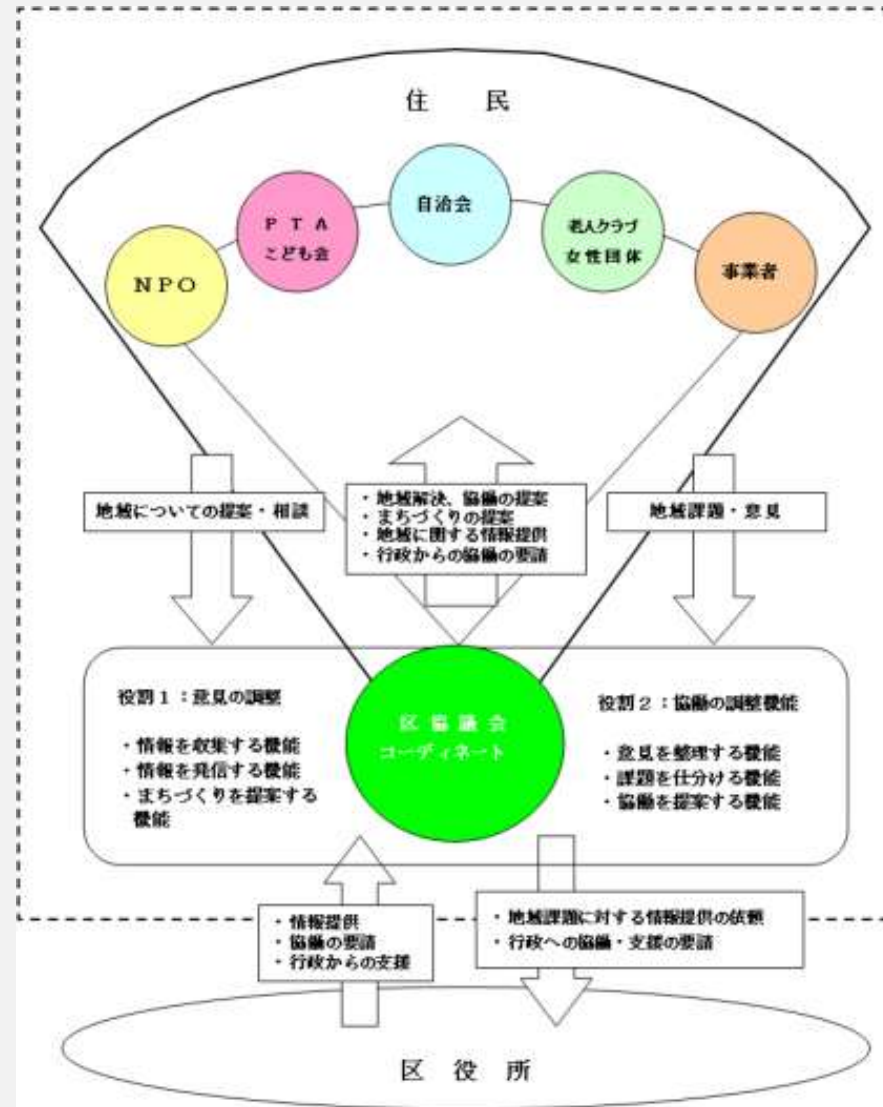
2. 地方自治法に基づく組織（区地域協議会）

イメージ図

新潟市



浜松市



※「第34回指定都市市長会議資料」を基に作成

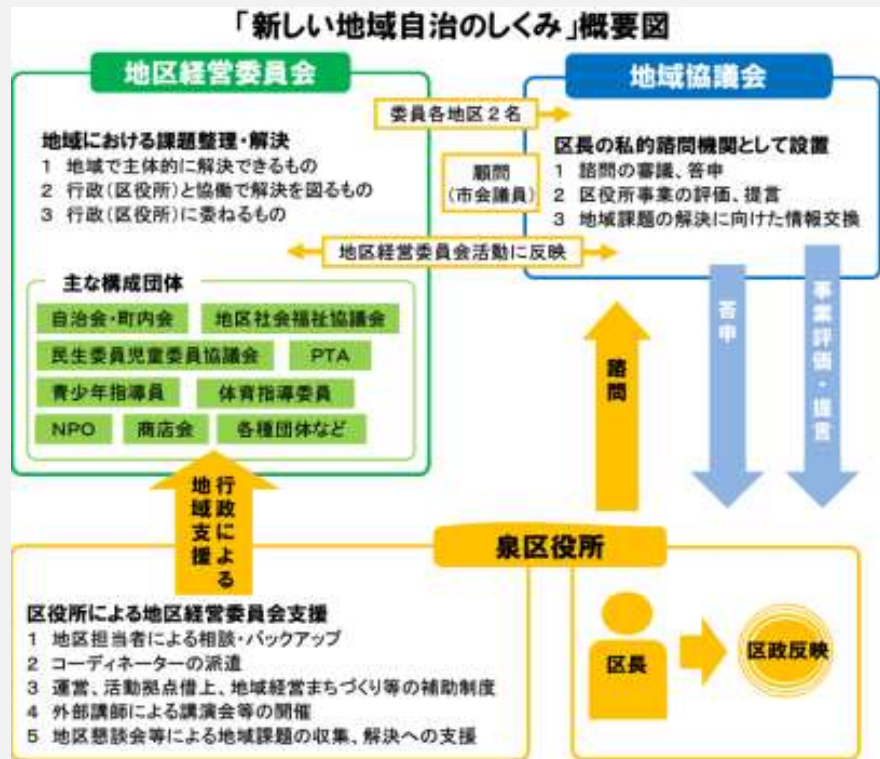
3. 地方自治法に基づかない組織

■ 地方自治法に基づかない組織(任意協議会)の設置例(横浜市・堺市)

	横浜市	堺市
設置組織	泉区地域協議会 (平成21年4月設置)	区民まちづくり会議 堺区(H20.12.1)、中区(H20.9.1)、東区(H20.12.1)、西区(H20.11.1) 南区(H18.6.1)、北区(H20.10.1)、美原(H19.12.7)
委員構成 (委員数)	区内12地区に展開している「地区経営委員会※」から、各2名選出。委員合計24名 ※地区経営委員会：区内12の地区連合町内会の区域を単位として、自治会町内会のほか、地域で活動する団体が構成され、地区内の合意形成を図りながら課題解決に取り組む組織。	合計人数は、各区によって異なり、15名から30名 ・ 区内の自治連合協議会が推薦する者 ・ 民生委員児童委員会など、公共的団体が推薦する者 ・ 公募による者
選任方法	各地区経営委員会において推薦された者の中から、区長が委嘱する。	・ 各種団体から推薦された者を選任 ・ 公募委員については、小論文等により選考
任期	2年(再任を妨げない)	2年(再任は1回限り)
所掌事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> 地域に関わる区の施策について、区長の諮問を受け、審議し、答申すること 地域の課題解決について情報交換を行い、地区経営委員会の活動に反映させること 区の事務事業について、評価し、提言を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域に係る課題等に関する協議 地域の課題解決に向けた区と区民との協働による具体的活動等について協議 区の行動計画の進捗状況に関すること 区の自主事業に対する企画提案
報酬の有無	報酬なし (会議出席した委員に費用弁償を支払う)	報酬なし (謝礼として、年間で5,000円の図書カードを支給する区もある)
平成23年度の活動状況 (標準的な区の例)	定例会 4回(答申、事業評価等の実施) <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <p><他の自治組織・・・区民会議> 区民会議は、昭和49年に各区で発足し、区民相互の創意により、民主的な立場に立って話し合い、住み良いまちづくりを目指すことを目的として、現在6区で活動。区民会議で話し合われた内容は、要望・提言として、区役所へ提出し、区政に反映。</p> </div>	<会議名称> 南区区民まちづくり会議 <開催実績> 全体会 年間6回 専門部会 ・ 交流班 年間4回・ 魅力班 年間7回 ・ 安心班 年間5回 その他活動 フィールドワーク等 年間10回

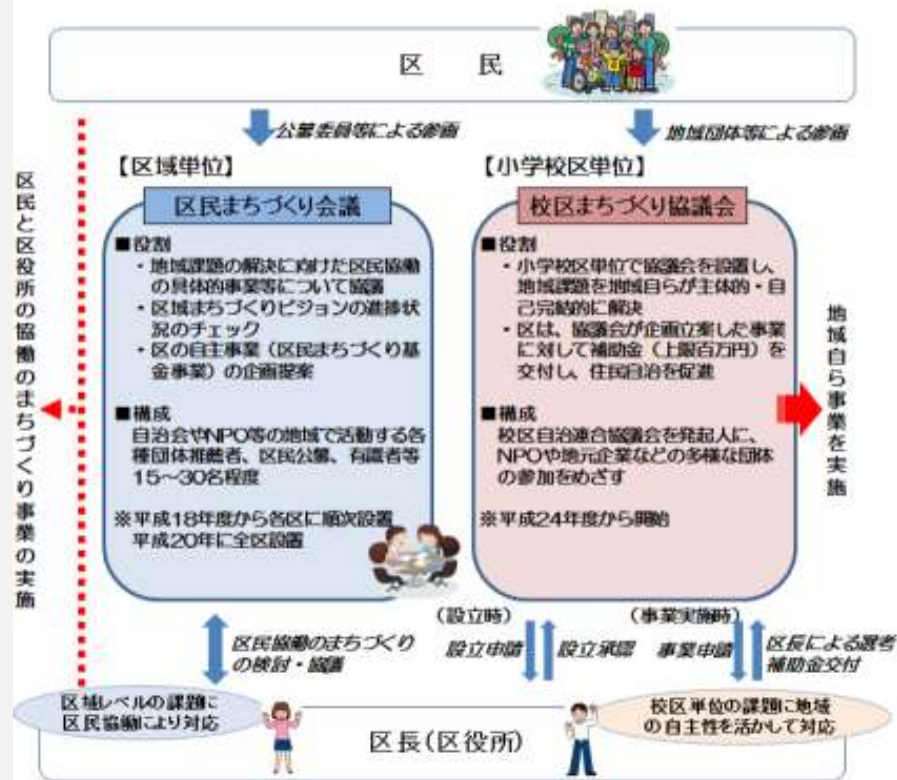
3. 地方自治法に基づかない組織

横浜市



堺市

多様な地域主体の連携による協働のまちづくり

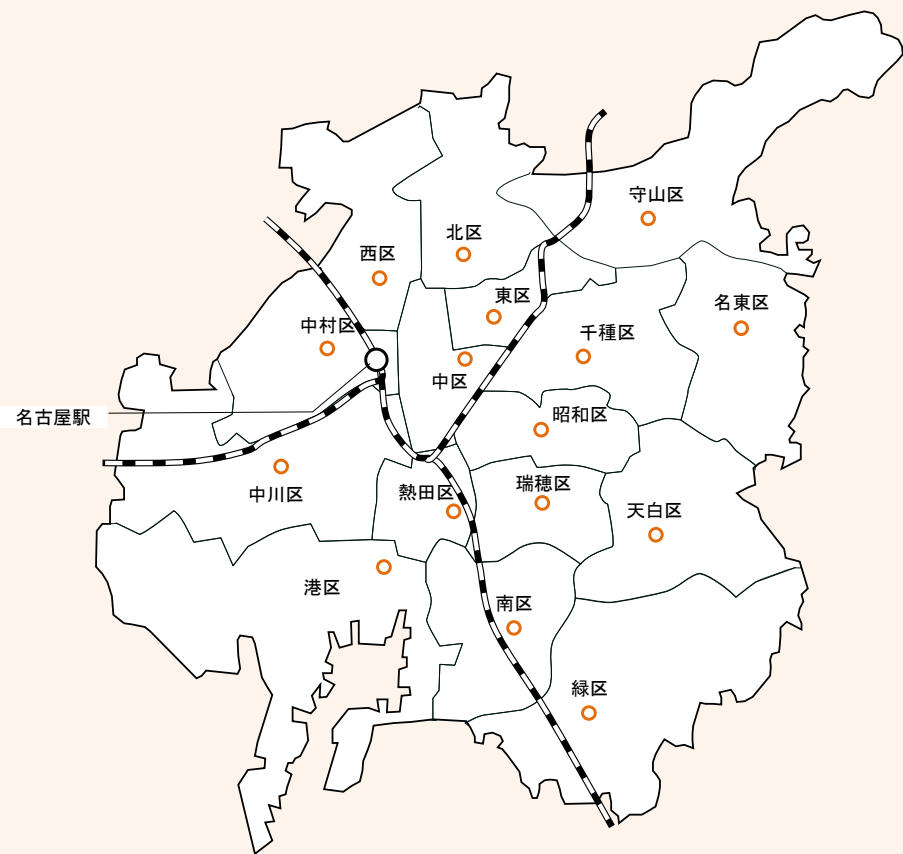


イメージ図

III 本市の状況

1. 本市の区域・区の状況

■16区的位置図



■区の状況

	面積 (km ²)	世帯数	人口	人口密度 (人/km ²)	学区数	区役所 職員数
全市	326.43	1,025,805	2,262,176	6,930	266	3,248
千種区	18.23	80,958	161,359	8,851	15	200
東区	7.7	38,872	74,259	9,644	9	139
北区	17.55	73,786	163,441	9,313	19	233
西区	17.89	66,883	145,033	8,107	19	235
中村区	16.31	69,280	135,484	8,307	18	237
中区	9.38	50,701	80,273	8,558	11	175
昭和区	10.94	53,377	104,677	9,568	11	157
瑞穂区	11.23	47,777	104,898	9,341	11	154
熱田区	8.13	30,512	64,674	7,955	7	147
中川区	32.03	93,198	220,573	6,886	24	270
港区	45.69	58,292	145,887	3,193	20	244
南区	18.46	60,950	138,403	7,497	18	245
守山区	33.99	68,014	169,959	5,000	20	208
緑区	37.84	90,414	234,479	6,197	28	243
名東区	19.44	71,884	160,527	8,258	19	190
天白区	21.62	70,907	157,925	7,305	17	171

※平成25年4月1日現在

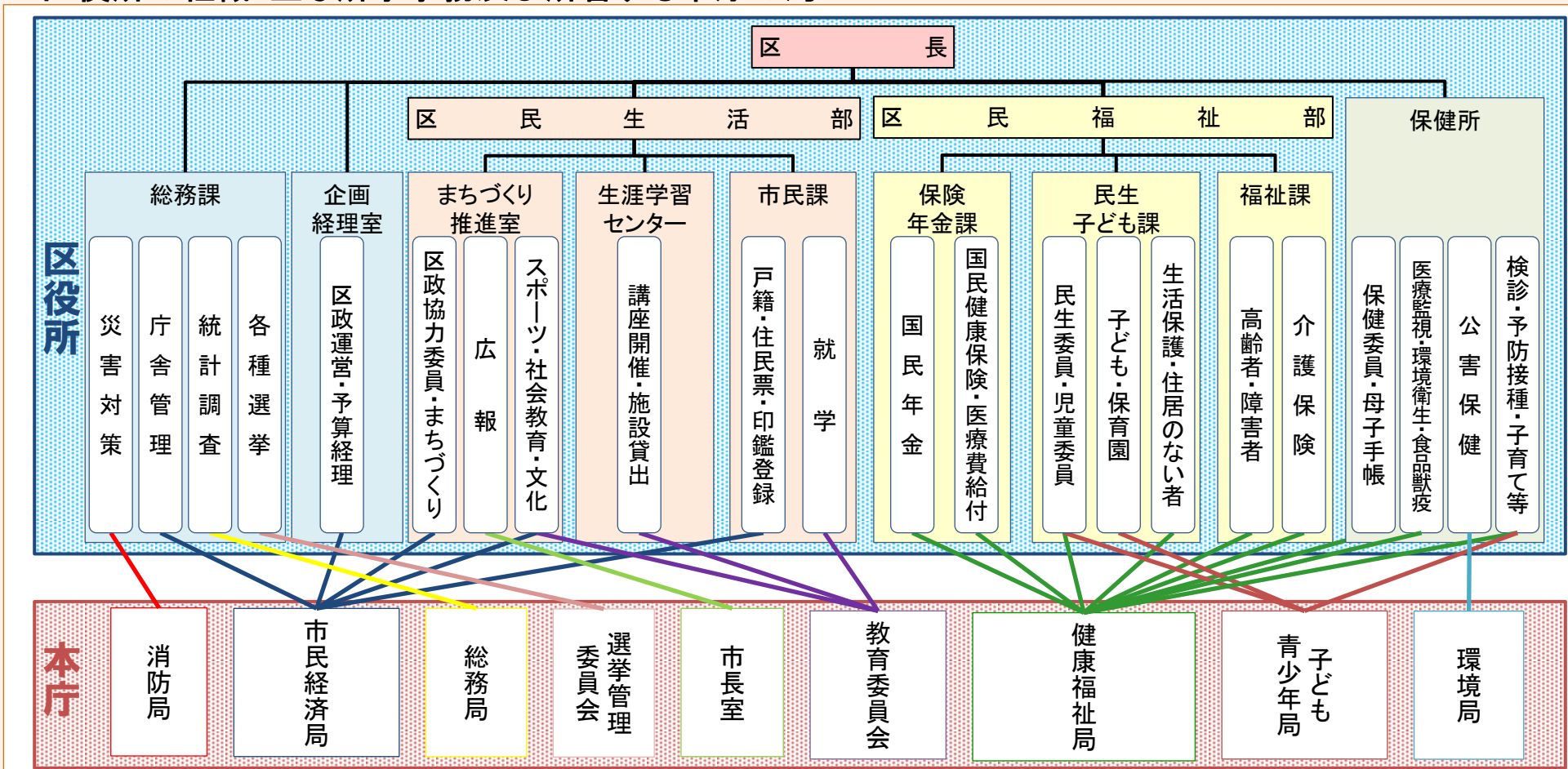
2. 区の組織等の状況

■区職員の状況

区 長		区 職 員		
区長の職級位	区長の議会出席	区役所の職員数	全職員に占める割合	1区の平均職員数
局長級※	なし	3,248人	13%	203人

※本市一般職の職階：局長級—部長級—課長級—係長級—係員

■区役所の組織・主な所掌事務及び所管する本庁の局



3. 区における自主事業予算

■区における自主事業予算の概要

項目	内 容
事業名	自主的・主体的な区政運営
平成25年度 予算額	160百万円 (1区平均10百万円)
配分 方法等	8割は均等割、2割は人口割で配分
主な 内容	各区役所が、区民ニーズを把握し、災害に強いまちづくり、区の特色や魅力を活かしたまちづくり、区民に親しまれる区役所づくり等に取り組む。
事業例	<ul style="list-style-type: none">・避難所運営リーダーの養成・子育てサロン運営支援・区民まつり・区役所授乳室の整備

4. 地域活動を支える主体

- 本市の地域活動は、学区連絡協議会や町内会をはじめ、様々な主体によって支えられている。

地域活動を支える様々な主体（小学校区）

学区連絡協議会

区政協力委員

民生委員

保健委員

女性会

消防団

PTA

子ども会

老人クラブ

など

町内会
自治会

NPO
ボランティア団体

企業・商工団体

など

5. 区政協力委員制度

- 区政協力委員制度は、市区政に係る情報を住民に伝達し、住民の市区政に関する意見を反映させるなど、市区及び住民相互間における連携を密にし、もって住民の市区政への関心を深め、市区政への積極的参加を期するため創設された制度である。

(名古屋市区政協力委員規則第1条第1項 昭和43年6月1日施行)

■区政協力委員制度の概要

身分	非常勤特別職の地方公務員
選任・委嘱	主に町内会等住民自治組織が設置されている区域ごとに1人選出されます。区長が地域に候補者の推薦を依頼し、これを区長が市長に推薦し、市長が委嘱しています。
任期	2年 (2年ごとに一斉改選実施・再任可) ※次回は平成26年度改選予定
人数	5,493人(平成24年4月1日現在)
区政協力委員 の主な職務	広報広聴活動への協力 チラシ類の配付等行政情報の伝達、住民意見の収集及び区役所への伝達、広聴会等での地域要望集約 災害対策への協力 「災害対策委員」を兼務しており、災害危険個所の把握や地域への避難要領の周知徹底など、災害対策への協力 社会教育活動及び市民運動の推進 地域における文化・教養・スポーツ事業等の振興、町を美しくする運動・交通安全市民運動・青少年保護育成運動など市民運動の推進

6. 区安心・安全で快適なまちづくり協議会

■区安心・安全で快適なまちづくり協議会の概要

委員構成 (委員数)	<ul style="list-style-type: none">地域や事業者団体の代表、公共的団体、警察署等の関係行政機関などで構成 ※区によって異なる
任期	<ul style="list-style-type: none">定めなし
設置目的	<ul style="list-style-type: none">安心、安全で快適なまちづくりに関する市民活動を推進し、地域の課題について総合的に取り組むため、市民及び事業者と協働し、公共的団体及び関係機関の参画を得て、区ごとに安心、安全で快適なまちづくりを推進するための組織を整備したものの。
報酬の有無	<ul style="list-style-type: none">報酬なし
活動状況 (標準的な 区の例)	<ul style="list-style-type: none">町を美しくする運動交通安全市民運動青少年育成運動生活安全市民運動防災安心まちづくり運動上記の5つの活動の他、自転車駐車対策協力活動、犬猫ふん害等対策活動、歩行喫煙等対策活動など地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいる。

7. 地域委員会のモデル実施

- ▶ 地域委員会は、地域委員会を設置する地域の住民の中から投票等によって選ばれた地域委員会委員が、住民参加のもとで話し合い、住民間の合意形成を図りながら、地域において解決すべき課題とその解決策を検討し、そのために必要となる市予算（税金）の一部の使い途を提案する仕組みであり、現在、7区7地域においてモデル実施を行っている。

目的

- ▶ 地域の課題やその解決策を検討し実施していくなかで、地域団体と住民の連携や、地域活動への参画を促進し、地域コミュニティのさらなる活性化を図る。また、地域委員会に取り組むことで、これまで地域のことに関わりの薄かった住民が地域活動へ参加するきっかけとなり、その後の活動への参加など新たな担い手となることが期待できる。

委員定数

- ▶ 人口に応じて7~11人（公募委員・推薦委員）

<イメージ図>

